

五(1) 本年以内絶対解雇セザルコト  
 如何の場合之日曜、大祭ヲ除ク外、定  
 時以上、仕事ヲ爲リ、ハズルコト

第三回専断書共(二月二十二日撰)

八、軍縮其他、都合ニ依リ解雇ナキハ  
 全国民同向者、最大限ニ支店  
 スルコト

但、支店比ニ解雇場合ハ、勘定  
 六ヶ月者、日給六ヶ月以上一ヶ月  
 以上ニ日給ヲ付スルハズ

九、解雇ハ向フテ年絶対書ニ事  
 事業団散、何ニ對シモ才一才三日曜

因答 十月十日

一、軍縮ニ依リ解雇ナキハ、果東回業者  
 劣ラズル年當リ支店ノ首(但、同業  
 者ニ劣リタル場合ハ、追カズ)

二、本年中會社、都合ニ依リ解雇セザルコト  
 尚少クシテ、定時以上、仕事ヲ持戻ス

三、老衰若クハ、疾病其職ニ堪ハズ  
 退職ヲ申出テ、當社ニ認メタル場  
 合ハ、勘定一ヶ年以上ノ者ハ、

15

四、日ヲ除ク外、毎日定時間持戻スルコト

五、退職手當ハ、前日給よりトシテ、左記ノ事  
 取該者ノ者ニ、解雇シタル者ニ、左記  
 スル事

A、(1) 年令五十才以上ニ至リタル者

B、(2) 疾病其職ニ不堪者

C、(3) 莫得テ事情、多クモ、若シ職  
 不能

但、考査程ヲ支店額ヲ定ムル

下

D、(2) 前記再職者ニ對シ、勘定五ヶ年  
 以上ニ達シタルハ、特給ノ手當ニ

支給スルコト

日令二年以上十年未満者ハ、一ヶ年ニ毎、日給  
 六割ヲ増シ、二十年未満ハ、一ヶ年ニ毎、八割ノ  
 増シ、十年以上一ヶ年ヲ増シ、毎、十割ノ  
 増シ、